

<参 考>

1 青森県土地利用基本計画とは

青森県土地利用基本計画は、国土利用計画法の規定に基づき国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として策定される計画であり、①5地域（都市、農業、森林、自然公園、自然保全）を5万分の1の地形図上に記した計画図と、②土地利用の基本方向や5地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針等に関する事項を記した計画書で構成されている。

土地利用基本計画は、都市計画法や森林法等、個別規制法による土地利用計画を一元的に再編成し、土地利用の総合的かつ基本的な方向付けを行うことにより、各種の土地利用計画の総合調整機能を果たすと同時に、開発行為や取引行為の規制等を行う基準としての機能も果たしており、土地利用計画体系の上位計画と位置付けられている。

2 計画変更に関するスケジュール

令和4年11月下旬	変更案決定
令和5年1月中旬	関係市町村・国土交通大臣への意見聴取完了
2月7日	青森県国土利用計画審議会開催（諮問）
2月中旬	同答申
3月上旬(予定)	変更内容を県報告示